（様式５）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

資料番号	53	担当課	地方局建設部又は土木事務所

法令名	愛媛県県営住宅管理条例	根拠条項	第23の17、第23条の18第１項	許認可等の内容	駐車場の使用許可

（使用者の資格）

第23条の17　知事が定める県営住宅の駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）を使用することができる者は、県営住宅の入居者又は第23条の２第１項の許可を受けた社会福祉法人等であつて次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(１)　入居者若しくは同居者又は第23条の２第１項の許可を受けた社会福祉法人等が自ら使用するため県営住宅駐車場を必要としていること。

(２)　県営住宅駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）を支払うことができること。

(３)　第23条第１項各号のいずれの場合にも該当しないこと。

２　前項の規定にかかわらず、県営住宅の入居者又は第23条の２第１項の許可を受けた社会福祉法人等の組織する団体で知事が適当と認めるものは、県営住宅駐車場の使用者の資格を有するものとする。

（使用許可の申請）

第23条の18 前条に規定する使用資格のある者で、県営住宅駐車場を使用しようとする者は、駐車場使用申込書を知事に提出し、その許可を得なければならない。